

# 過疎地域における地方税の減収補てん措置の延長

- 本年度末が期限である、過疎地域における事業用設備を取得等した場合等の課税免除等に係る地方税（事業税・不動産取得税・固定資産税）の減収補てん措置について、3年間（～令和9年3月31日）延長

## 1. 内容：下図のとおり

### 製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

- 過疎地域内で個人又は法人が事業用設備を取得等した場合
- 取得価額等：下表のとおり

事業者の規模 (資本金)	個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資	機械・装置、建物・ 附属設備、構築物の 取得等（取得、製作、 建設、改修）	機械・装置、建物・附属設備、構築物 の 新增設	
対象 業種 ・ 取得 価額	製造業・旅館業	500万円 以上	1,000万円 以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等		500万円以上

### 畜産業・水産業（※2）

※2：過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の  
1/3超～1/2以下の場合

2. 適用期限： **令和6年3月31日 ⇒ 令和9年3月31日まで延長**

3. 適用要件： 過疎地域持続的発展市町村計画に「産業振興促進事項」を記載（記載事項：区域、対象業種 等）

条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	所得金額又は収入金額のうち 当該設備に係るもの
不動産 取得税	当該設備に係る家屋、 当該家屋の敷地である土地
固定 資産税	当該設備に係る家屋、機械・装 置、構築物、当該家屋の敷地で ある土地

都道府県又は市町村の減収分の75%を普  
通交付税で補てん（最初に課税免除等を行  
った年度から3年間（※1））  
※1：不動産取得税は当該年度分。

条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------

都道府県の減収分の75%を普通交付税  
で補てん（最初に課税免除等を行った年  
度から5年間）